

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年11月19日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000144号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年11月10日から平成21年1月16日まで

A社の入社日は、雇用保険の通知書に記載があるとおり、平成20年11月10日である。

しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成21年1月16日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び元同僚の陳述により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時のA社における厚生年金保険加入の取扱いについて、元同僚は、「入社時に2か月の試用期間があり、それが終了した時点で継続して勤務する場合は、その時点で厚生年金保険に加入することとなっていた。」旨陳述している上、同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日が請求者と同じ又は同日以前3年以内の日とする者のうち雇用保険の加入記録が確認できた9人について、厚生年金保険の当該取得年月日は、いずれも請求者と同様に雇用保険の資格取得年月日から2か月程度後であることを踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員を入社と同時に必ず厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、当時の関連資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しており、同社から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の元同僚は、「試用期間において給与から厚生年金保険料が控除されることはなかったと思う。」旨陳述しており、このほか請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000189号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000103号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から昭和60年4月1日まで
請求期間にB事業所に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の回答によると、B事業所で社会保険に加入する被保険者はA社で適用を受けることになるところ、請求者が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚を記憶していること、当該同僚が、請求者はB事業所において、請求期間頃にアルバイトで勤務していたと思う旨の回答及び陳述から、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間当時、請求者は臨時職員としての任用であるとしているが、勤務形態等の資料を保管しておらず不明である旨回答している。

また、請求者を記憶する前述の同僚からは、請求者がB事業所において厚生年金保険に加入していたことがうかがえる回答及び陳述が得られず、これらのことから、請求者の請求期間に係る同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険証の番号に欠番はなく、訂正等の不自然な点も見当たらないことから、当該期間において、事業主から請求者に係る届出が行われたにもかかわらず、請求者の記録が失われたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000212号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000104号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に対して、平成28年3月31日付けで自己都合退職する旨を願い出たにもかかわらず、同社が指定した同年3月30日付けの退職願を提出することとなった。

しかし、A社の退職日については、現在でも納得していないので、請求期間に係る厚生年金保険の記録を平成28年3月31日付けで同社を退職したものと訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された請求者に係る退職願及び日本年金機構B事務センターが保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者は平成28年3月30日付けで同社を退職している旨が確認できる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答しており、請求者から提出された平成28年3月分の給与支給明細書からも、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。